

「第2期横須賀市がん対策推進計画」の計画策定について

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の目的

横須賀市がん克服条例（平成31年4月施行）第1条に定める目的を達成するために同条例第6条の規定に基づき、本計画を策定します。

横須賀市がん克服条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、がんを克服することを目指し、がん対策基本法(平成18年法律第98号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、市、がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療(以下「がん医療」という。)に従事する者(以下「保健医療関係者」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにし、がんの予防及び早期発見の推進を定めることにより、全ての市民が科学的知見に基づく適切ながん医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を市民とともに推進することを目的とする。

（がん対策推進計画の策定）

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、具体的な、がん予防、早期発見、がん医療の強化及び研究、情報収集、緩和ケア及び在宅医療の充実並びに全般的ながん患者等の支援等の施策として、横須賀市がん対策推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、前項の計画に関し、6年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 現計画の概要

(1) 計画の構成

「横須賀市がん対策推進計画」（横須賀市がん克服条例第6条）

計画期間 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

(2) 計画の体系

第1章 計画の策定にあたって（計画の趣旨・位置づけ・期間）

第2章 横須賀市のがんをとりまく現状（国、県、市の統計）

第3章 計画の基本的な考え方（基本理念・基本方針・基本目的・計画推進方針）

第4章 具体的な施策（がん予防の推進・早期発見・がん患者、家族等の支援・がんに関する啓発、教育の推進・がんに関する連携、検討組織・計画推進体制）

3 新計画策定の概要

現計画の「横須賀市がん対策推進計画」は、令和6年度が最終年度となります。令和6年度中に現計画の評価を行い、本市におけるがんを取り巻く現状と課題を把握し、「横須賀市がん克服条例」の目的を達成するための具体的な施策を検討して「第2期横須賀市がん対策推進計画」を策定します。

また、国の「第4期がん対策推進基本計画」、「神奈川県がん対策推進計画」および本市関連計画との整合を図ります。

4 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間を計画期間とします。

令和6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)
横須賀市 がん対策推進計画						
評価	第2期横須賀市がん対策推進計画					評価

5 策定スケジュール(案)

	令和5年度			令和6年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療対策協議会 諮問	○														
がん対策推進計画策 定専門部会						設置	○	○		○					
市民アンケート		○													
パブリックコメント											○				
保健医療対策協議会 + 答申													○	答申	
議会報告 市民公開									○						○

「第2期横須賀市がん対策推進計画」の計画策定について

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の目的

横須賀市がん克服条例（平成31年4月施行）第1条に定める目的を達成するために同条例第6条の規定に基づき、本計画を策定します。

横須賀市がん克服条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、がんを克服することを目指し、がん対策基本法(平成18年法律第98号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、市、がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療(以下「がん医療」という。)に従事する者(以下「保健医療関係者」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにし、がんの予防及び早期発見の推進を定めることにより、全ての市民が科学的知見に基づく適切ながん医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を市民とともに推進することを目的とする。

（がん対策推進計画の策定）

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、具体的な、がん予防、早期発見、がん医療の強化及び研究、情報収集、緩和ケア及び在宅医療の充実並びに全般的ながん患者等の支援等の施策として、横須賀市がん対策推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、前項の計画に関し、6年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 現計画の概要

(1) 計画の構成

「横須賀市がん対策推進計画」（横須賀市がん克服条例第6条）

計画期間 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

(2) 計画の体系

第1章 計画の策定にあたって（計画の趣旨・位置づけ・期間）

第2章 横須賀市のがんをとりまく現状（国、県、市の統計）

第3章 計画の基本的な考え方（基本理念・基本方針・基本目的・計画推進方針）

第4章 具体的な施策（がん予防の推進・早期発見・がん患者、家族等の支援・がんに関する啓発、教育の推進・がんに関する連携、検討組織・計画推進体制）

3 新計画策定の概要

現計画の「横須賀市がん対策推進計画」は、令和6年度が最終年度となります。令和6年度中に現計画の評価を行い、本市におけるがんを取り巻く現状と課題を把握し、「横須賀市がん克服条例」の目的を達成するための具体的な施策を検討して「第2期横須賀市がん対策推進計画」を策定します。

また、国の「第4期がん対策推進基本計画」、「神奈川県がん対策推進計画」および本市関連計画との整合を図ります。

4 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間を計画期間とします。

令和6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)
横須賀市 がん対策推進計画						
評価	第2期横須賀市がん対策推進計画					評価

5 策定スケジュール(案)

	令和5年度			令和6年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療対策協議会 諮問	○														
がん対策推進計画策 定専門部会						設置	○	○		○					
市民アンケート		○													
パブリックコメント											○				
保健医療対策協議会 + 答申													○	答申	
議会報告 市民公開									○						○

「第2期横須賀市がん対策推進計画」の計画策定について

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の目的

横須賀市がん克服条例（平成31年4月施行）第1条に定める目的を達成するために同条例第6条の規定に基づき、本計画を策定します。

横須賀市がん克服条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、がんを克服することを目指し、がん対策基本法(平成18年法律第98号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、市、がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療(以下「がん医療」という。)に従事する者(以下「保健医療関係者」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにし、がんの予防及び早期発見の推進を定めることにより、全ての市民が科学的知見に基づく適切ながん医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を市民とともに推進することを目的とする。

（がん対策推進計画の策定）

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、具体的な、がん予防、早期発見、がん医療の強化及び研究、情報収集、緩和ケア及び在宅医療の充実並びに全般的ながん患者等の支援等の施策として、横須賀市がん対策推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、前項の計画に関し、6年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 現計画の概要

(1) 計画の構成

「横須賀市がん対策推進計画」（横須賀市がん克服条例第6条）

計画期間 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

(2) 計画の体系

第1章 計画の策定にあたって（計画の趣旨・位置づけ・期間）

第2章 横須賀市のがんをとりまく現状（国、県、市の統計）

第3章 計画の基本的な考え方（基本理念・基本方針・基本目的・計画推進方針）

第4章 具体的な施策（がん予防の推進・早期発見・がん患者、家族等の支援・がんに関する啓発、教育の推進・がんに関する連携、検討組織・計画推進体制）

3 新計画策定の概要

現計画の「横須賀市がん対策推進計画」は、令和6年度が最終年度となります。令和6年度中に現計画の評価を行い、本市におけるがんを取り巻く現状と課題を把握し、「横須賀市がん克服条例」の目的を達成するための具体的な施策を検討して「第2期横須賀市がん対策推進計画」を策定します。

また、国の「第4期がん対策推進基本計画」、「神奈川県がん対策推進計画」および本市関連計画との整合を図ります。

4 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間を計画期間とします。

令和6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)
横須賀市 がん対策推進計画						
評価	第2期横須賀市がん対策推進計画					評価

5 策定スケジュール(案)

	令和5年度			令和6年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療対策協議会 諮問	○														
がん対策推進計画策 定専門部会						設置	○	○		○					
市民アンケート		○													
パブリックコメント											○				
保健医療対策協議会 + 答申													○	答申	
議会報告 市民公開									○						○

「第2期横須賀市がん対策推進計画」の計画策定について

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の目的

横須賀市がん克服条例（平成31年4月施行）第1条に定める目的を達成するために同条例第6条の規定に基づき、本計画を策定します。

横須賀市がん克服条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、がんを克服することを目指し、がん対策基本法(平成18年法律第98号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、市、がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療(以下「がん医療」という。)に従事する者(以下「保健医療関係者」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにし、がんの予防及び早期発見の推進を定めることにより、全ての市民が科学的知見に基づく適切ながん医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を市民とともに推進することを目的とする。

（がん対策推進計画の策定）

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、具体的な、がん予防、早期発見、がん医療の強化及び研究、情報収集、緩和ケア及び在宅医療の充実並びに全般的ながん患者等の支援等の施策として、横須賀市がん対策推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、前項の計画に関し、6年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 現計画の概要

(1) 計画の構成

「横須賀市がん対策推進計画」（横須賀市がん克服条例第6条）

計画期間 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

(2) 計画の体系

第1章 計画の策定にあたって（計画の趣旨・位置づけ・期間）

第2章 横須賀市のがんをとりまく現状（国、県、市の統計）

第3章 計画の基本的な考え方（基本理念・基本方針・基本目的・計画推進方針）

第4章 具体的な施策（がん予防の推進・早期発見・がん患者、家族等の支援・がんに関する啓発、教育の推進・がんに関する連携、検討組織・計画推進体制）

3 新計画策定の概要

現計画の「横須賀市がん対策推進計画」は、令和6年度が最終年度となります。令和6年度中に現計画の評価を行い、本市におけるがんを取り巻く現状と課題を把握し、「横須賀市がん克服条例」の目的を達成するための具体的な施策を検討して「第2期横須賀市がん対策推進計画」を策定します。

また、国の「第4期がん対策推進基本計画」、「神奈川県がん対策推進計画」および本市関連計画との整合を図ります。

4 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間を計画期間とします。

令和6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)
横須賀市 がん対策推進計画						
評価	第2期横須賀市がん対策推進計画					評価

5 策定スケジュール(案)

	令和5年度			令和6年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療対策協議会 諮問	○														
がん対策推進計画策 定専門部会						設置	○	○		○					
市民アンケート		○													
パブリックコメント											○				
保健医療対策協議会 + 答申													○	答申	
議会報告 市民公開									○						○

「第2期横須賀市がん対策推進計画」の計画策定について

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の目的

横須賀市がん克服条例（平成31年4月施行）第1条に定める目的を達成するために同条例第6条の規定に基づき、本計画を策定します。

横須賀市がん克服条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、がんを克服することを目指し、がん対策基本法(平成18年法律第98号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、市、がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療(以下「がん医療」という。)に従事する者(以下「保健医療関係者」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにし、がんの予防及び早期発見の推進を定めることにより、全ての市民が科学的知見に基づく適切ながん医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を市民とともに推進することを目的とする。

（がん対策推進計画の策定）

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、具体的な、がん予防、早期発見、がん医療の強化及び研究、情報収集、緩和ケア及び在宅医療の充実並びに全般的ながん患者等の支援等の施策として、横須賀市がん対策推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、前項の計画に関し、6年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 現計画の概要

(1) 計画の構成

「横須賀市がん対策推進計画」（横須賀市がん克服条例第6条）

計画期間 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

(2) 計画の体系

第1章 計画の策定にあたって（計画の趣旨・位置づけ・期間）

第2章 横須賀市のがんをとりまく現状（国、県、市の統計）

第3章 計画の基本的な考え方（基本理念・基本方針・基本目的・計画推進方針）

第4章 具体的な施策（がん予防の推進・早期発見・がん患者、家族等の支援・がんに関する啓発、教育の推進・がんに関する連携、検討組織・計画推進体制）

3 新計画策定の概要

現計画の「横須賀市がん対策推進計画」は、令和6年度が最終年度となります。令和6年度中に現計画の評価を行い、本市におけるがんを取り巻く現状と課題を把握し、「横須賀市がん克服条例」の目的を達成するための具体的な施策を検討して「第2期横須賀市がん対策推進計画」を策定します。

また、国の「第4期がん対策推進基本計画」、「神奈川県がん対策推進計画」および本市関連計画との整合を図ります。

4 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間を計画期間とします。

令和6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)
横須賀市 がん対策推進計画						
評価	第2期横須賀市がん対策推進計画					評価

5 策定スケジュール(案)

	令和5年度			令和6年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療対策協議会 諮問	○														
がん対策推進計画策 定専門部会						設置	○	○		○					
市民アンケート		○													
パブリックコメント											○				
保健医療対策協議会 + 答申													○	答申	
議会報告 市民公開									○						○